

トランクルーム料金表

1997年3月1日実施

1. 適用規定

- この保管料率表は、「標準トランクルームサービス約款」(昭和61年5月15日運輸省告示第237号)と同一の内容で定めた当社の「トランクルームサービス約款」により保管する物品について適用します。
- 保管料は、1期料率(表1)の場合は、暦日によって1日から10日まで、11日から20日まで、21日から月末までをそれぞれ1期とし、1ヶ月料率(表2)の場合は、暦日による1ヶ月を1期として計算します。
- 一般家財、ピアノ類、美術・骨董品類の容積は、梱包した状態の外容積により計算します。
- 請求各口につき、50銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときにはその端数金額を1円として計算します。
- 和・洋服類、文書類などで寄託者の容器による保管の引き受けの場合は、容器の大きさにより、本料率表の料率に準じて料金を設定します。
- 請求1口の保管料総額が、500円に満たないときは500円とします。
- 特大品、積載不適、積載制限物品については、基本料率による料金のほかに寄託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

2. 基本料率

表1、表2の通り

3. その他の料金

- 梱包作業費、段ボール箱代等は、別途実費を申し受けます。
- 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合は、寄託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
 - 送付状、温湿度等の調査報告書又はこれらに準ずる諸書類の作成
 - 電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合
- 寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会、書類の閲覧、その他の貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合は、寄託者と協議の上、生じた決定した金額を申し受けます。

4. 消費税の加算

消費税は、1から5までによって計算した料金に消費税法等に基づく税率を乗じた金額を別途加算する。加算に当たっては、1円未満の端数があるときは1円単位に四捨五入します。

5. 適用地区

都道府県	市町村
東京都	特別区
大阪府	摂津市

1. 基本料率(1期料率)

<表1>

品目種別	単位	寸法 (W×L×H)	容積の目安 (m^3)	保管料 (円)	寄託単価 (千円)	保管条件	記号
家財	一般家財	1 m^3 当り		700	150	常温常湿	A
		当社所定の専用コンテナ1個	1,600×1,850×2,000	5.920	4,000		960
器具類	ピアノ	アップライト型1台当り	1.350	2,500	300		C
衣類・和洋服類	当社所定の専用容器1個	470×410×1,010	0.195	400	500	常温常湿	D
美術・骨董品類	1 m^3 当り			2,500	500	常温常湿	E

2. 基本料率(1ヶ月料率)

<表2>

品目種別	単位	寸法 (W×L×H)	容積の目安 (m^3)	保管料 (円)	寄託単価 (千円)	保管条件	記号
磁気テープ	当社所定の専用容器1個(10本入)	220×655×325	0.047	3,500	300	定温定湿	F
	当社所定の専用容器1個(5本入)	220×330×325	0.024	2,000	150		G
書類	当社所定の専用ケース1個(大)	320×460×460	0.068	400	40	常温常湿	H
	当社所定の専用ケース1個(中)	330×450×280	0.042	210	20		I
	当社所定の専用ケース1個(小)	320×460×230	0.034	200	20		J
	1棚専用貸切	550×3,100×525	0.895	3,600	600		K
	1スパン専用貸切	1棚×7段	6.265	25,000	4,200		L
フロッピー	当社所定の専用容器1個(大)	5インチ及び8インチ 5枚入 12個 10枚入 6個	0.013	3,500	300	定温定湿	M
	当社所定の専用容器1個(小)	5インチ及び8インチ 5枚入 6個 10枚入 3個	0.007	2,000	150		N